

個人住民税申告の電子化に伴いマイナポータル申請管理から
申告データを受け取るために必要な評価書の修正について
(市区町村向け) 修正版

令和7年5月19日
地方税共同機構

目 次

1	本資料の概要	3
2	個人住民税申告電子化の概要	8
3	個人住民税申告の電子化に伴う評価書修正のポイント	10
4	I 基本情報	13
5	(別添1)個人住民税関係事務	21
6	II 特定個人情報ファイルの概要	23
7	III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策	31

1 本資料の概要

1 本資料の概要

■制度の概要及び本書の目的について

特定個人情報を含む課税情報を市区町村が利用する際は、法令に従った事務であっても、取得する対象、利用する個人情報及び扱う情報の漏えい等のリスクへの対応等について、「特定個人情報ファイルを保有しようとする前に」特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）を作成し、個人情報保護委員会に提出のうえ公表する必要があります。

個人住民税申告の電子化対応では、特定個人情報を含む課税情報が追加されることから評価書の修正が必要になる可能性があるため、今回追加される情報によって影響を受ける可能性が高い項目について概要をまとめました。

なお、本書に記載した内容が実情とそぐわない場合は、実情を優先してください。

また、個人住民税申告の電子化対応ではe L T A Xと地方団体に直接の連携はありませんので、別添の「令和6年11月14日【別添】サービス検索・電子申請機能の利用に伴う特定個人情報保護評価書の見直しについて」（以下「デジ庁事務連絡別添」という。）を本資料と併せて確認してください。

（参考：個人情報保護委員会資料）特定個人情報保護評価の概要

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/hogohyouka_gaiyou_shosai.pdf

1 本資料の概要

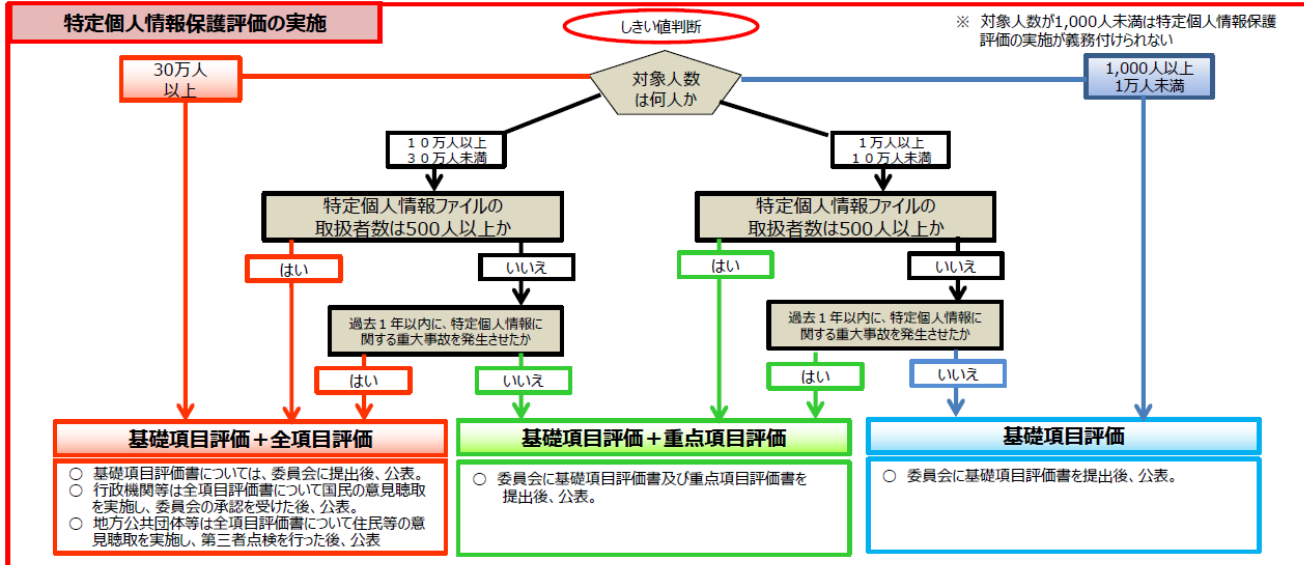
■特定個人情報保護評価の概要から抜粋（P.8：令和7年1月時点）

4. 特定個人情報保護評価の実施手続

特定個人情報保護評価計画管理書

- 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する。
- 特定個人情報保護評価書を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）へ提出する際に、併せて提出する。特定個人情報保護評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実施



実施後に必要となる手続

- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 上記以外の変更に生じたときは、特定個人情報保護評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価書の見直しを行うよう努める。
- 一定期間（5年）経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

1 本資料の概要

■注意事項

- 1 マイナポータルの申請管理システムについては、「サービス検索・電子申請機能」「マイナポータル申請管理」とデジタル庁等の資料で2種類の呼称が混在しています。

そのため、本資料では統一的に「マイナポータル申請管理」と称しています。

- 2 全ての地方団体の評価書を機構が確認することは困難なため、大小10程度の団体の評価書を確認したうえで本書を作成しています。

したがって、本資料で記載した内容が実態と異なる場合は、実態で記載してください。

また、従来の内容とのバランスを考慮し、粒度を揃えて記載してください。

1 本資料の概要

前頁から続き

3 マイナポータル申請管理と地方団体の接続方法について、デジ庁事務連絡別添P. 2で3通りの方法が示されていますが、令和8年1月時点では【接続方法①】の方法で接続する団体が多いと思われるため、【接続方法①】の接続方法で本書を作成しています。

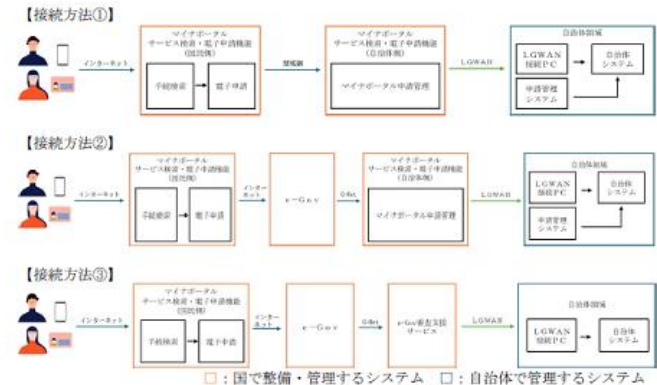
したがって、【接続方法②】の方法で接続している団体においては、本書に加えデジ庁事務連絡別添P. 5およびP. 10を確認のうえ、適切な内容を記載してください。

また、【接続方法③】の方法で接続している団体においては、デジ庁事務連絡別添P. 4ならびにP. 14以降を確認のうえ、適切な内容を記載してください。

■デジ庁事務連絡別添から抜粋 (P. 2)

1. 前提

マイナポータルのサービス検索・電子申請機能について、令和7年3月以降、以下のとおりe-Gov電子申請サービスを活用した電子申請（接続方法②）及びe-Gov電子申請サービス・e-Gov審査支援サービスを活用した電子申請（接続方法③）の利用が順次可能となります。



注1) 本資料は、国民がサービス検索・電子申請機能に個人番号を入力する事務を念頭に作成しています。個人番号を入力せずに申請するもの（例：児童手当等の現況届）については、評価書の影響範囲が限定的となることが想定されますが、その場合であっても、少なくとも評価書の「1 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容」、「1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」において使用するシステム及び「1 基本情報 (別添1) 事務の内容」に追記することが想定されます。

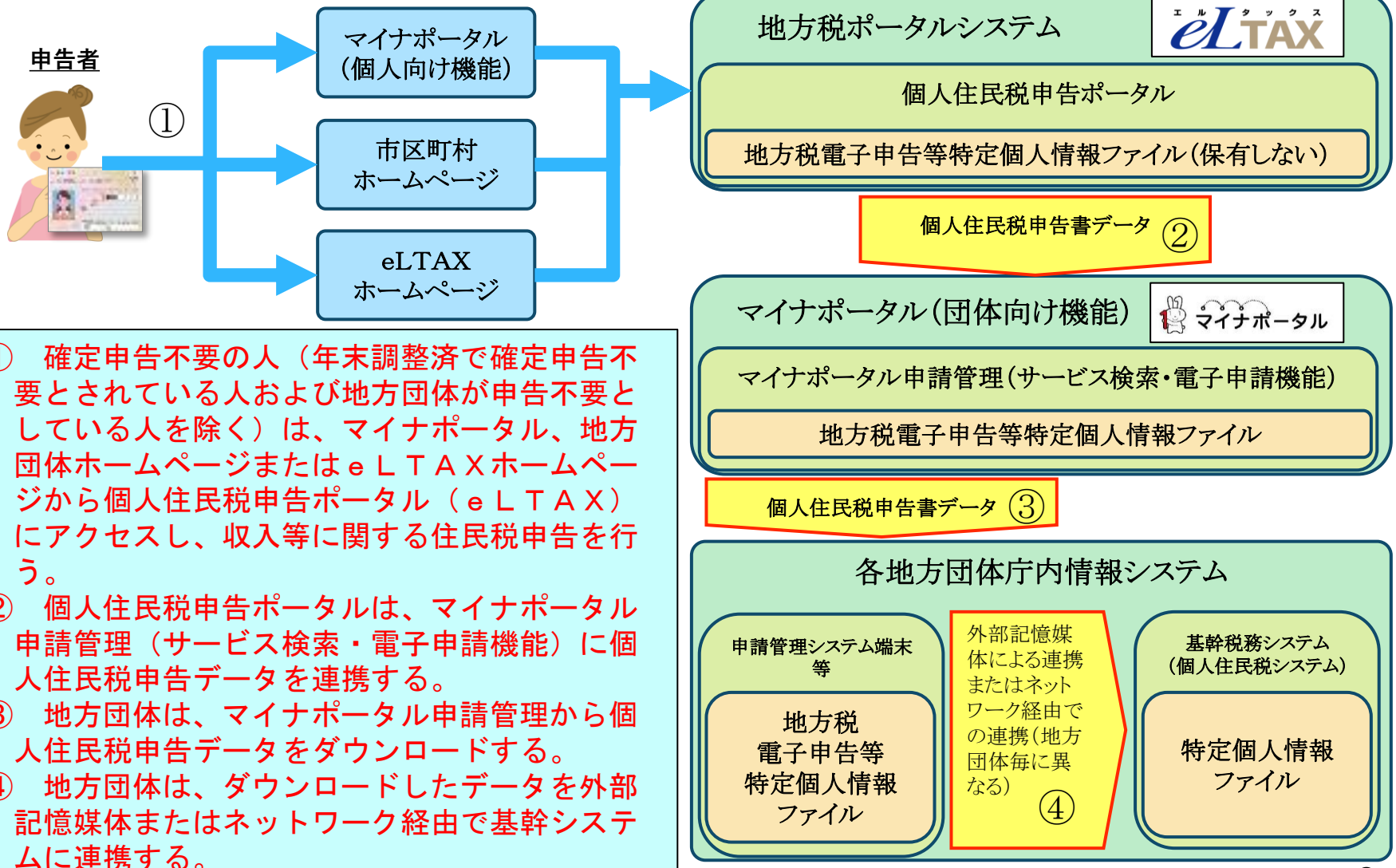
注2) 接続方法①は、現行サービスと同一の申請フローです。

注3) 接続方法②及び③は、令和7年3月頃にリリース予定の新システムを活用した申請フローです。令和7年3月から一部の自治体で接続方法②及び③の先行実証を行う予定であり、先行実証に参画しない自治体においては、令和8年1月以降にこれらの接続方法の利用が可能となる予定です。

2 個人住民税申告電子化の概要

2 個人住民税申告電子化の概要

■業務の内容（個人住民税申告電子化の概要）



3 個人住民税申告の電子化に伴う評価書 修正のポイント

3 個人住民税申告の電子化に伴う評価書修正のポイント

■各地方団体における評価書の修正について

マイナポータル申請管理を利用することによる評価書の見直しについては、デジ庁事務連絡別添を本書と合わせて確認してください。

■しきい値の判断について

各地方団体の、人口、特定個人情報の取扱者数及び特定個人情報に関する事故の有無によって、作成する評価書が異なります。P.5（4. 特定個人情報保護評価の実施手続）の「特定個人情報保護評価の実施」フローに沿って確認のうえ、団体においてご判断ください。

■それぞれの評価項目への対応について

○基礎項目評価について

1. 事務の概要において個人住民税申告書に関する具体的な取扱の記載があり、電子的な申告が記載内容に影響する場合は記載内容を修正

○重点項目評価について

1. 賦課徴収事務において対象者への個人住民税申告書送付の記載があり、電子申告対象者には紙の申告書を送付しない等、連絡方法を変更する場合は記載内容を修正
2. 課税資料受付事務等で個人住民税申告書に関する記載がある場合、申請管理システム経由での受付を追加
3. 審査システムの機能について、対象となる資料名を記載している場合は、個人住民税申告書を加える修正の要否を検討
4. eLTAxから取得したデータをイメージ変換して閲覧可能にするなどしており、かつその対象となる資料名を具体的に記載している場合は、個人住民税申告書を加える等の修正

3 個人住民税申告の電子化に伴う評価書修正のポイント

○全項目評価について

1. 重点項目評価に記載した項目については、全項目評価においても同様に確認
2. 申告者と税務システムとの間の情報の流れを図示し、給報等についてe L T A Xを経由することを記載している場合等は、個人住民税申告書の一部がe L T A Xおよび申請管理システムを経由するように修正
3. 個人住民税申告書（電子）に関する特定個人情報ファイル記録項目を記載
4. e L T A Xに係る運用等で課税資料名を明記している場合は、個人住民税申告書を加える修正の要否を検討
5. マイナポータル申請管理に関する記載の追加（全般）
6. 電子的に提出された個人住民税申告書データを申請管理システムによって個人住民税システムに連携する場合は、申請管理システムに関する記載の追加（該当する場合は全般）

■特定個人情報保護評価の再実施判断

特定個人情報保護評価の再実施、評価書の修正・公表の対応については、各地方団体の状況により異なります。

P.5（4. 特定個人情報保護評価の実施手続）の「実施後に必要となる手続」を確認し、対応内容来判断してください。

4 I 基本情報

評価書記載部分

全項目評価書I、重点項目評価書I、基礎項目評価書I

4 I 基本情報

1-② 事務の内容：

- 本項目で個人住民税の課税資料について具体的に記載し、個人住民税申告書の提出方法を「紙」に限定している場合は、電子による提出を追加してください。

本項目を見直す要件は他には見当たらないものの、団体毎に記載内容が異なるため、最終的には各団体で判断をお願いします。

※ 課税資料全てを記載している場合には、個人住民税申告書の入力媒体についても記載されている可能性があります。

I 基本情報

①事務の名称	省轄
②事務の内容	個人住民税の課税資料について、個人住民税申告書の提出方法を「紙」に限定している場合は、電子による提出を追加してください。 それ以外の場合は修正不要となる可能性があります。最終的には各団体で判断をお願いします。
③対象人数	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 []

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム（基幹システムの呼称は団体によって異なりますので変更不要です。）
②システムの機能	個人住民税の課税資料について、個人住民税申告書の提出方法を「紙」に限定している場合は、電子による提出を追加してください。 また、提出されたデータを税務システムに取り込むための機能を詳細に記載している場合は、マイナポータル申請管理からのダウンロード後に交換等を行ってシステムに取り込むことを記載してください。 それ以外の場合は修正の必要性は低くなります。すでに記載されている内容が地方団体毎に異なるため、最終的には各団体で判断してください。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム ☐ その他（新たに申請管理システムと接続する場合は記載してください。）
システム2	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル（住民が申告するために本機能を利用するので追加が必要です。）
②システムの機能	個人住民税についてオンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（マイナポータル申請管理） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム3	
①システムの名称	マイナポータル申請管理（住民が申告したデータを地方団体が取得するために本機能を利用するので追加が必要です。）
②システムの機能	デジタル庁事務連絡「令和6年11月14日【事務連絡】マイナポータルの利用に係る特定個人情報保護評価の見直しに関する情報の提供について」および「令和6年11月14日【別添】サービス検索：電子申請機能の利用に伴う特定個人情報保護評価の取組について」（以下「デジタル庁事務連絡別添」という。）を確認のうえで、次のように記載します。 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能で地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（申請管理システムと接続する場合は記載してください。） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム4	
①システムの名称	申請管理システム（申請管理システムを顔出して基幹税務システムに連携する場合は追加が必要です。その他案件で関連して追加するシステムがあれば、別途記載してください。）
②システムの機能	団体によって機能が異なると思われるので、情報システムの所管課に確認のうえで、申請管理システムの機能を記載してください。 例 - 業務別データベースへの申請データの格納 - マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号し、各業務用フォルダに申請データを格納する機能 - 申請内容の照会と審査状況管理 - 申請内容の照会や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 - 個人住民税システムとの申請データ連携 - 個人住民税システムに申請データを選択する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（個人住民税システム、マイナポータル申請管理、その他連携するシステム） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

4 I 基本情報

2 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム：

システム1（番号は実際と異なる可能性があります。以下同様）

② システムの機能：

- 個人住民税の課税資料について、個人住民税申告書の提出方法を「紙」に限定している場合は、電子による提出を追加してください。
- 提出されたデータを税務システムに取り込むための機能を詳細に記載している場合は、マイナポータル申請管理からのダウンロード後に変換等を行ってシステムに取り込むことを記載してください。

※ 該当しない場合は修正不要の可能性が高いものの、最終的には各団体で判断してください。

③ 他のシステムとの接続：

- 新たに申請管理システムと接続する場合は記載してください。

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	事務
②事務の内容	個人住民税の課税資料について、個人住民税申告書の提出方法を「紙」に限定している場合は、電子による提出を追加してください。 それ以外の場合は修正不要となる可能性があります。最終的には各団体で判断をお願いします。
③対象人数	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステムにおいて使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム（基幹システムの呼称は団体によって異なりますので変更不要です。）
②システムの機能	個人住民税の課税資料について、個人住民税申告書の提出方法を「紙」に限定している場合は、電子による提出を追加してください。 また、提出されたデータを税務システムに取り込むための機能を詳細に記載している場合は、マイナポータル申請管理からのダウンロード後に変換等を行ってシステムに取り込むことを記載してください。 それ以外の場合は修正不要の可能性は低くなりますが、すでに記載されている内容が地方団体に異なるため、最終的には各団体で判断してください。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（新たに申請管理システムと接続する場合は記載してください。）
システム2	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル（住民が申告するために本機能を利用するので追加が必要です。）
②システムの機能	個人住民税についてオンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（マイナポータル申請管理）
システム3	
①システムの名称	マイナポータル申請管理（住民が申告したデータを地方団体が取得するために本機能を利用するので追加が必要です。）
②システムの機能	デジタル庁事務連絡「令和6年11月14日【事務連絡】マイナポータルの利用に係る特定個人情報保護評価の見直しに関する情報の提供について」および「令和6年11月14日【別添】サービス検証・電子申請機能の利用に伴う特定個人情報保護評価書の見直しについて」（以下「デジタル庁事務連絡別添」という。）を確認のうえ、次のように記載します。 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（申請管理システムと接続する場合は記載してください。）
システム4	
①システムの名称	申請管理システム（申請管理システムを經由して基幹税務システムに連携する場合は追加が必要です。その他案件で関連して追加するシステムがあれば、別途記載してください。）
②システムの機能	団体によって機能が異なると思われますので、情報システムの所管課に確認のうえで、申請管理システムの機能を記載してください。 例 - 業務別データベースへの申請データの格納 - マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号し、各業務用フォルダに申請データを格納する機能 - 申請内容照会と審査状況管理 - 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査内容のステータス管理を行う機能 - 個人住民税システムとの申請データ連携 - 個人住民税システムに申請データを連携する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（個人住民税システム、マイナポータル申請管理、その他連携するシステム）

4 I 基本情報

2 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム：

システム3

① システムの名称：マイナポータル申請管理

② システムの機能：

デジ庁事務連絡別添P.5を確認のうえで、次のように記載してください。

- ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能

③ 他のシステムとの接続：

申請管理システム等、他のシステムと接続する場合は記載してください。

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	省略
②事務の内容	個人住民税の課税資料について、個人住民税申告書の提出方法を「紙」に限定している場合は、電子による提出を追加してください。 それ以外の場合は修正不要となる可能性がありますが、最終的には各団体で判断をお願いします。
③対象人数	1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム（基幹システムの呼称は団体によって異なりますので変更不要です。）
②システムの機能	個人住民税の課税資料について、個人住民税申告書の提出方法を「紙」に限定している場合は、電子による提出を追加してください。 また、提出されたデータを税務システムに取り込むための機能を詳細に記載している場合は、マイナポータル申請管理からのダウンロード後に変換等を行ってシステムに取り込むことを記載してください。 それ以外の場合は修正の可能性は低くなりますが、すでに記載されている内容が地方団体毎に異なるため、最終的には各団体で判断してください。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 匿名システム等 ☐ その他（新たに申請管理システムと接続する場合は記載してください。） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム2	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル（住民が申告するために本機能を利用するので追加が必要です。）
②システムの機能	個人住民税についてオンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 匿名システム等 ☐ その他（新たに申請管理システムと接続する場合は記載してください。） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム3	
①システムの名称	マイナポータル申請管理（住民が申告したデータを地方団体が取得するために本機能を利用するので追加が必要です。）
②システムの機能	デジタル庁事務連絡「令和6年11月14日【事務連絡】マイナポータルの利用に係る特定個人情報保護評価の見直しに関する情報の提供について」および「令和6年11月14日【別添】サービス技術・電子申請機能の利用に伴う特定個人情報保護評価値の見直しについて」（以下「デジ庁事務連絡別添」。）を確認のうえで、次のように記載します。 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 匿名システム等 ☐ その他（新たに申請管理システムと接続する場合は記載してください。） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム4	
①システムの名称	申請管理システム（申請管理システムを基幹として基幹税務システムに連携する場合は追加が必要です。その他本件で関連して追加するシステムがあれば、別途記載してください。）
②システムの機能	団体によって機能が異なると思われるので、情報システムの所管課に確認のうえで、申請管理システムの機能を記載してください。 例 ・業務別データベースへの申請データの格納 ・マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを役所、各業務用フォルダに申請データを格納する機能 ・申請内容照会と審査状況管理 ・申請内容の確認と審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 ・個人住民税システムとの申請データ連携 ・個人住民税システムに申請データを連携する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 匿名システム等 ☐ その他（個人住民税システム、マイナポータル申請管理、その他連携するシステム） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

4 I 基本情報

前頁から続き

- ・ 個人住民税システムとの申請データ連携
個人住民税システムに申請データを連携する機能

③ 他のシステムとの接続：

例

- ・ マイナポータル申請管理、個人住民税システム

4 I 基本情報

3 特定個人情報ファイル名：

個人住民税申告データの媒体が紙に限定されている場合には、電子による個人住民税申告データを追加してください。

4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由：

① 事務実施上の必要性

「特定個人情報ファイル名」を追加した場合は、「電子による申告書の提出が可能となったため」等の理由を記載してください。

② 実現が期待されるメリット

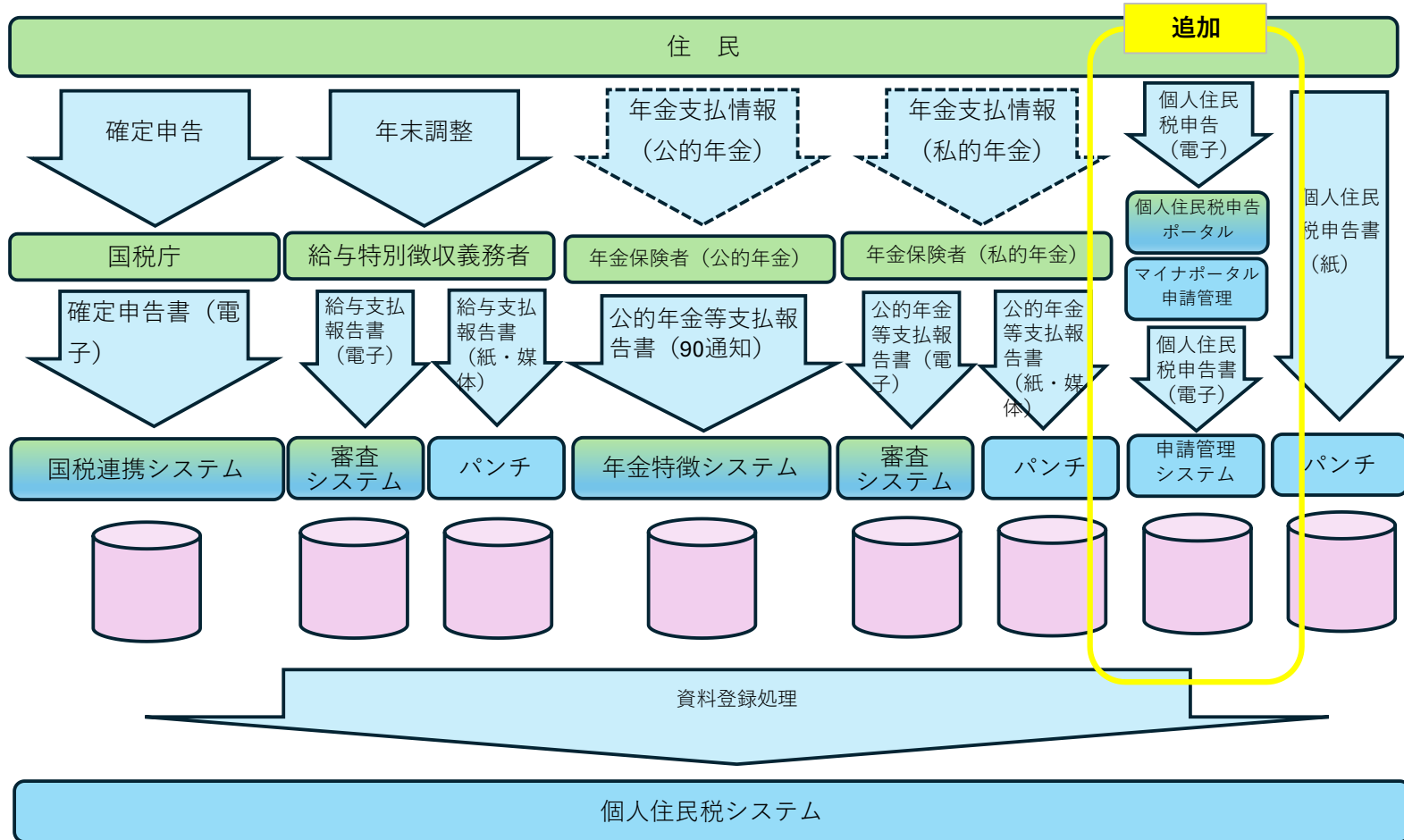
「特定個人情報ファイル名」を追加した場合は、「電子的に申告されたデータを税務システムに取り込むことにより、パンチ委託費用を低減し、パンチミス等による誤課税を防ぎ、適正な賦課に資する。」等のメリットを記載してください。

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税申告データの媒体が紙に限定されている場合には、電子による住民税申告データを追加してください。	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	「特定個人情報ファイル名」を追加した場合は、「電子による申告書の提出が可能となったため」等の適切な理由を記載してください。
②実現が期待されるメリット	「特定個人情報ファイル名」を追加した場合は、「申告されたデータを税務システムに取り込むことにより、パンチ委託費用を低減し、パンチミス等による誤課税を防ぎ、適正な賦課に資する。」等の適切なメリットを記載してください。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	省略
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	省略
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	省略
②所属長の役職名	省略
8. 他の評価実施機関	
省略	

5 (別添1)個人住民税関係事務

5 (別添1)個人住民税関係事務

(別添1) 事務の内容 (当初資料登録部分を抜粋していますのでご注意ください。)



点線で図示しているもの（年金）について
年金にかかる情報も住民の情報であるため他の課税資料情報とのバランスで図示していますが、支払者（年金保険者）が把握している情報のため、実際には申告等の手続きはありません。そのため、点線で記載しています。

6 II 特定個人情報ファイルの概要

評価書記載部分

全項目評価書II

(重点項目評価書および基本項目評価書のみの場合は修正不要の可能性高)

6 II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

追記等の要否については現状の記載内容の粒度によりますので、各団体で判断してください。
（全ての課税資料について記載している場合には、個人住民税申告書（電子）を追加してください。）

2. 基本情報

すでに記載されている他の課税資料と情報の目的等が同じため修正は不要と思われますが、現状の記載内容を確認のうえで各団体で修正要否を判断してください。

3. 特定個人情報の入手・使用

特定個人情報の入手元がマイナポータル申請管理である場合の追記等の要否については、現状の記載内容の粒度によりますので各団体で判断してください。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税システムデータ（評価書の粒度等によって異なりますので、使用している名称のままとしてください）	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル（表計算ファイル）
②対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	省略
その必要性	個人住民税の適正かつ公平な賦課事務を正確に行うため
④記録される項目	[] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所） [] 〇] 連絡先（電話番号等） [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	省略
全ての記録項目	省略
⑤保有開始日	省略
⑥事務担当部署	省略

6 II 特定個人情報ファイルの概要

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託事項 1：申請管理システム運用保守業務委託（申請管理システムの運用保守を委託する場合等に記述）

① 委託内容（例）

ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、ファイアウォール等のログ監視・解析、トラブル対応等（契約書に記載された内容）

② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲

- 対象となる本人の範囲（例）
個人住民税申告を電子で行う者
- その妥当性（例）

システム開発元であり、かつ申請管理システムの安定的な稼働のための専門的な知識及び技術を有するため。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	☐ 選択肢 ☐ 委託する ☐ 委託しない () 件		
委託事項1	申請管理システム運用保守業務委託（申請管理システムの運用保守を委託している場合等）		
①委託内容	例（契約書に記載している内容を記載してください。） ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、ファイアウォール等のログ監視・解析、トラブル対応等		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の範囲 ※	例 個人住民税申告を電子で行う者		
その妥当性	例 申請管理システムの安定的な稼働のための専門的な知識及び技術を有し、かつ、開発元でもあるため。		
③委託先における取扱者数	☐ <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()		
⑤委託先名の確認方法	省略		
⑥委託先名	省略		
再委託	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない		
⑦再委託の有無 ※	☐ ()		
⑧再委託の許諾方法			
⑨再委託事項			

6 II 特定個人情報ファイルの概要

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）

本件において入手した情報を外部に提供する業務はないと思われますが、追記等の要否については現状の記載内容の粒度によりますので、各団体で判断してください。（新たな提供先に情報を提供する場合、その内容を記載してください。）

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	省略
①法令上の根拠	省略
②提供先における用途	省略
③提供する情報	省略
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	省略
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ LGWAN、インターネット回線 ()
⑦時期・頻度	省略
委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 件
移転先1	省略
①法令上の根拠	省略
②移転先における用途	省略
③移転する情報	省略
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	省略
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ()
⑦時期・頻度	省略

6 II 特定個人情報ファイルの概要

6. 特定個人情報の保管・消去

① 保管場所

(1) マイナポータル申請管理における措置

入手した特定個人情報の保管場所について記載してください。

例

- ・ マイナポータル申請管理から取得したデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。
- ・ 基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		既存部分省略 <マイナポータル申請管理における措置> 入手した特定個人情報の保管場所について記載してください。 例 ・ マイナポータル申請管理から取得したデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・ 基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 <申請管理システムにおける措置> 入手した特定個人情報の保管場所について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。 例 ・ システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。
	②保管期間 期間 その妥当性	省略
③消去方法		既存部分省略 <マイナポータル申請管理における措置> 入手した特定個人情報の消去方法について記載してください。 例 ・ LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・ 外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 <申請管理システムにおける措置> 入手した特定個人情報の消去方法について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。 例 ・ 事務手続きごとに定められた保管期間を超過した申請管理システムデータを、バッチ処理によりデータベースから消去する。 ・ ディスク交換やハード更改等の際は、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
		7. 備考

6 II 特定個人情報ファイルの概要

前頁から続き

(2) 申請管理システムにおける措置

入手した特定個人情報の保管場所について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。

例

- ・ システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。

6 II 特定個人情報ファイルの概要

6. 特定個人情報の保管・消去

③ 消去方法

(1) マイナポータル申請管理における措置

入手した特定個人情報の消去方法について記載してください。

例

- ・ LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。
- ・ 外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	既存部分省略 <マイナポータル申請管理における措置> 入手した特定個人情報の保管場所について記載してください。 例 ・ マイナポータル申請管理から取得したデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・ 基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施設できるキャビネットに保管している。 <申請管理システムにおける措置> 入手した特定個人情報の保管場所について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。 例 ・ システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。												
	②保管期間	期間 [] その妥当性 省略 <選択肢> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法													
既存部分省略 <マイナポータル申請管理における措置> 入手した特定個人情報の消去方法について記載してください。 例 ・ LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・ 外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 <申請管理システムにおける措置> 入手した特定個人情報の消去方法について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。 例 ・ 事務手続きごとに定められた保管期間を超過した申請管理システムデータを、バッチ処理によりデータベースから消去する。 ・ ディスク交換やハード更改等の際は、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。													

7. 備考

6 II 特定個人情報ファイルの概要

前頁から続き

(2) 申請管理システムにおける措置

入手した特定個人情報の消去方法について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。

例

- ・ 事務手続きごとに定められた保管期間を超過した申請管理システムデータを、バッチ処理によりデータベースから消去する。
- ・ ディスク交換やハード更改等の際は、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策

評価書記載部分

全項目評価書Ⅲ、重点項目評価書Ⅲ(リスク対策)
(基礎項目評価書の場合は記載内容に変更がないことを確認してください。)

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い プロセスにおけるリスク対策

1. 特定個人情報ファイル名

追記等の要否については現状の記載内容の粒度によりますので、各団体で判断してください。（全ての課税資料について記載している場合には、個人住民税申告書（電子）を追加してください。）

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策

1. 特定個人情報ファイル名

個人住民税システムデータ（評価書の粒度等によって異なりますので、使用している名称のままとしてください）

2. 特定個人情報の入手（情報提供システム・システムを適切に入手を防止）

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	既存部分省略 <マイナポータル申請管理における措置>（デジ庁事務連絡別添P9参照） ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 <申請管理システムにおける措置> 基本的には申請者以外の情報が格納されていることはないと思われますが、申請者以外の情報の格納を防止するための措置について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	既存部分省略 <個人住民税申告ポータルにおける措置> ・住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 <申請管理システムにおける措置> 申請内容は全て業務で利用する情報と思われますが、他業務の情報の混在や利用しない情報の混在に対する措置を、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。
その他の措置の内容	省略
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	既存部分省略 <個人住民税申告ポータルにおける措置> ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしている。 <申請管理システムにおける措置> 操作者が不適切な方法で情報にアクセスすることができないための措置等を、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。 例 ・申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手できない。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い プロセスにおけるリスク対策

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く）

リスク 1：目的外の入手が行われるリスク

○ 対象者以外の情報の入手を防止するための措置

(1) マイナポータル申請管理における措置 （デジ庁事務連絡別添P.9参照）

マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。

(2) 申請管理システムにおける措置

基本的には申請者以外の情報が格納されていることはいないと思われませんが、申請者以外の情報の格納を防止するための措置について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※（7.リスク1⑨を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名

個人住民税システムデータ（郵便番号検索等によって異なり得るため、使用している名称のままでください）

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く）

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	既存部分省略 <マイナポータル申請管理における措置>（デジ庁事務連絡別添P9参照） ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 <申請管理システムにおける措置> 基本的には申請者以外の情報が格納されていることはいないと思われませんが、申請者以外の情報の格納を防止するための措置について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	既存部分省略 <個人住民税申告ポータルにおける措置> ・住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要な情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 <申請管理システムにおける措置> 申請内容は全て業務で利用する情報と思われませんが、他業務の情報の混在や利用しない情報の混在に対する措置を、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。
その他の措置の内容	省略
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	既存部分省略 <個人住民税申告ポータルにおける措置> ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 <申請管理システムにおける措置> 操作者が不適切な方法で情報にアクセスすることができないための措置等を、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。 例 ・申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手はできない。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い プロセスにおけるリスク対策

前頁から続き

○ 必要な情報以外を入手することを防止するための措置

(1) 個人住民税申告ポータルにおける措置

住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要な情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

(2) 申請管理システムにおける措置

申請内容は全て税務で利用する情報と思われませんが、他業務の情報の混在および利用しない情報の混在を防止するための措置について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い プロセスにおけるリスク対策

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワーク を通じた入手を除く）

リスク 2：不適切な方法で入手が行われるリスク

○ リスクに対する措置

(1) 個人住民税申告ポータルにおける措置

- ・ 住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。
- ・ 個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※（7.リスク1③を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税システムデータ（評価書の粒度等によって異なりますので、使用している名称のままでください）	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く）	
リスク 1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	既存部分省略 ＜マイナポータル申請管理における措置＞（デジタル事務連絡別添P9参照） ・ マニュアルやWeb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ 基本的には申請者以外の情報が格納されていることはないと思われませんが、申請者以外の情報の格納を防止するための措置について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	既存部分省略 ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・ 住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ 申請内容は全て業務で利用する情報と思われませんが、他業務の情報の混在や利用しない情報の混在に対する措置を、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。
その他の措置の内容	省略
リスクへの対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である
リスク 2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	既存部分省略 ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・ 住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・ 個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ＜申請管理システムにおける措置＞ 操作者が不適切な方法で情報にアクセスすることができないための措置等を、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。 例 ・ 申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手はできない。 ・ システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。
リスクへの対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い プロセスにおけるリスク対策

前頁から続き

(2) 申請管理システムにおける措置

操作者が不適切な方法で情報にアクセスすることができないための措置等を、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。

例

- ・ 申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手はできない。
- ・ システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い プロセスにおけるリスク対策

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く）

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

○ 入手の際の本人確認の措置の内容

(1) 個人住民税申告ポータルにおける措置

- 住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。

リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	既存部分省略 <個人住民税申告ポータルにおける措置> ・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	省略
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	既存部分省略 <個人住民税申告ポータルにおける措置> ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
その他の措置の内容	省略
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	既存部分省略 <マイナポータル申請管理における措置>（デジタル庁事務連絡別添P10参照） ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 <申請管理システムにおける措置> マイナポータル申請管理から申請管理システムに連携する際に情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置等を、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
省略	

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い
プロセスにおけるリスク対策

前頁から続き

○ 特定個人情報の正確性確保の措置の内容

(1) 個人住民税申告ポータルにおける措置

- ・ 個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い プロセスにおけるリスク対策

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く）

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

○ リスクに対する措置

(1) マイナポータル申請管理における措置 （デジ庁事務連絡別添P. 10参照）

- マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。

(2) 申請管理システムにおける措置

- マイナポータル申請管理から申請管理システムに連携する際に情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置等を、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	既存部分省略 <住民税申告ポータルにおける措置> ・住民が住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	省略
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	既存部分省略 <住民税申告ポータルにおける措置> ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
その他の措置の内容	省略
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	既存部分省略 <マイナポータル申請管理における措置>（デジ庁事務連絡別添P.10参照） ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 <申請管理システムにおける措置> マイナポータル申請管理から申請管理システムに連携する際に情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置等を、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
省略	

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い プロセスにおけるリスク対策

3. 特定個人情報の使用

リスク 2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク

○ ユーザ認証の管理（具体的な管理方法）

(1) マイナポータル申請管理における措置

マイナポータル申請管理を権限のない者が不正に利用するリスクに対する措置等を、マイナポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。

例（デジ庁事務連絡別添P. 10）

- ・ マイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。
- ・ なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。

3. 特定個人情報の使用	
リスク 1： 目的を超えた提供、事案に必要な情報との提供が行われるリスク	
宛先システム等における措置の内容	省略
申請で使用するその他のシステムにおける措置の内容	省略
その他の措置の内容	省略
リスクへの対策は十分か	☐ 1) 十分に力を入れている 2) 十分である
リスク 2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	☐ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	保存部分省略 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ 権限のない者が不正に利用するリスクに対する措置等を、マイナポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。 例（デジ庁事務連絡別添P.10） ・マイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ 権限のない者が不正に利用するリスクに対する措置等を、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。 例 ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	☐ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	保存部分省略 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ アクセス権限の発効・失効について、マイナポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。 例（デジ庁事務連絡別添P.10） ・マイナポータル申請管理のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事前に必要となる情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事案に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ② 失効の管理 ・定期的に又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 ＜申請管理システムにおける措置＞ アクセス権限の発効・失効について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。
アクセス権限の管理	☐ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	保存部分省略 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ アクセス権限の管理方法について、マイナポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。 例（デジ庁事務連絡別添P.10参照） ・マイナポータル申請管理のアクセス権限については、以下の管理を行う。 定期的なユーザID一括更新システムより出力し、アクセス権限の管理表と照合を行い、アクセス権限の発効・失効の発生をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ アクセス権限の管理方法について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。
特定個人情報の使用の記録	☐ 1) 記録を保持している 2) 記録を保持していない
具体的な方法	保存部分省略 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ 特定個人情報の使用の記録について、マイナポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。 例（デジ庁事務連絡別添P.11参照） ・マイナポータル申請管理へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正アクセス検知ソフトウェアにより、不正な改ざんの発生を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ 特定個人情報の使用の記録について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。
その他の措置の内容	省略
リスクへの対策は十分か	☐ 1) 十分に力を入れている 2) 十分である

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い プロセスにおけるリスク対策

前頁から続き

(2) 申請管理システムにおける措置

権限のない者が不正に利用するリスクに対する措置等を、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。

例

- ・ 申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い
プロセスにおけるリスク対策

前頁から続き

○ アクセス権限の発効・失効の管理（具体的な管理方法）

(1) マイナポータル申請管理における措置

アクセス権限の発効・失効についてマイナポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。

例（デジ庁事務連絡別添P. 10）

マイナポータル申請管理のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。

① 発効の管理

- ・ アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要なとなる情報にアクセスできるユーザIDを発効する。
- ・ ユーザID管理者が各事務に必要なとなるアクセス権限の管理表を作成する。
- ・ アクセス権限の付与を必要最低限とする。

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い プロセスにおけるリスク対策

前頁から続き

② 失効の管理

- ・ 定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。

(2) 申請管理システムにおける措置

アクセス権限の発効・失効について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い プロセスにおけるリスク対策

前頁から続き

○ アクセス権限の管理（具体的な管理方法）

(1) マイナポータル申請管理における措置

アクセス権限の管理方法について、マイナポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。

例（デジ庁事務連絡別添P. 10）

マイナポータル申請管理のアクセス権限については、以下の管理を行う。

- ・ 定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。

(2) 申請管理システムにおける措置

アクセス権限の管理方法について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い プロセスにおけるリスク対策

前頁から続き

○ 特定個人情報の使用の記録（具体的な管理方法）

(1) マイナポータル申請管理における措置

特定個人情報の使用の記録について、マイナポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。

例（デジ庁事務連絡別添P. 11）

- ・ マイナポータル申請管理へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。
- ・ アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。
- ・ 定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。

(2) 申請管理システムにおける措置

特定個人情報の使用の記録について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い プロセスにおけるリスク対策

リスク 3：従業員が事務外で使用するリスク

○ リスクに対する措置の内容

(1) マイナポータル申請管理における措置

入手したデータを従業員が事務外で使用するリスクへの措置について、マイナポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。

例（デジ庁事務連絡別添P. 11）

- ・ マイナポータル申請管理へアクセスできる端末を制限する。
- ・ 外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。
- ・ 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。

リスク 3： 従業員が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	既存部分省略 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ 入手したデータを従業員が事務外で使用するリスクへの措置について、マイナポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。 例（デジ庁事務連絡別添P.11参照） ・ マイナポータル申請管理へアクセスできる端末を制限する。 ・ 外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・ 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	
	＜申請管理システムにおける措置＞ 入手したデータを従業員が事務外で使用するリスクへの措置について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。	
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク 4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	既存部分省略 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ 入手した特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置について、マイナポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。 例（デジ庁事務連絡別添P.11参照） ・ マイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・ アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステマ的に制御する。 ・ 外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・ 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	
	＜申請管理システムにおける措置＞ 入手した特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。	
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
省略		

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い
プロセスにおけるリスク対策

前頁から続き

(2) 申請管理システムにおける措置

入手したデータを従業者が事務外で使用するリスクへの措置について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い プロセスにおけるリスク対策

リスク 4：特定個人情報ファイルが不正に 複製されるリスク

○ リスクに対する措置の内容

(1) マイナポータル申請管理における措 置

入手した特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置について、マイナポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。

例（デジ庁事務連絡別添P. 11）

- ・ マイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。

リスク 3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	既存部分省略 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ 入手したデータを従業者が事務外で使用するリスクへの措置について、マイナポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。 例（デジ庁事務連絡別添P.11参照） ・ マイナポータル申請管理へアクセスできる端末を制限する。 ・ 外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・ 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ 入手したデータを従業者が事務外で使用するリスクへの措置について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。
リスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ 1) 十分に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク 4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	既存部分省略 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ 入手した特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置について、マイナポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。 例（デジ庁事務連絡別添P.11参照） ・ マイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・ アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステムの制御する。 ・ 外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・ 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ 入手した特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。
リスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ 1) 十分に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
省略	

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い プロセスにおけるリスク対策

前頁から続き

- ・ アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステムの的に制御する。
- ・ 外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。
- ・ 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。

(2) 申請管理システムにおける措置

入手した特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクについて、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い プロセスにおけるリスク対策

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

- 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
- 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
- 再委託に関するリスク

(1) マイナポータル申請管理における措置

入手した特定個人情報ファイルを委託先が取り扱う場合は、上記リスクへの措置をマイナポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。

(2) 申請管理システムにおける措置

運用・保守等を委託している場合は、上記リスクへの措置を申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	省略	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	省略	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	省略	
特定個人情報の提供ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	省略	
委託先と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	省略	
特定個人情報の消去ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	省略	
委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	省略	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	省略	
その他の措置の内容	省略	
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
省略		

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い プロセスにおけるリスク対策

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供NWを通じた提供を除く）

リスク 1：不正な提供・移転が行われるリスク

リスク 2：従業員が事務外で使用するリスク

リスク 3：従業員が事務外で使用するリスク

その他のリスク

(1) マイナポータル申請管理における措置

入手した特定個人情報ファイルを外部記憶媒体を用いて申請管理システムに連携する場合は、上記リスクへの措置をマイナポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。

(2) 申請管理システムにおける措置

運用・保守等を委託している場合は、上記リスクへの措置を申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク 1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	省略	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	省略	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク 2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	省略	
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク 3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	省略	
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
省略		

7 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱い プロセスにおけるリスク対策

リスク3：特定個人情報情報が消去されずいつまでも存在するリスク ○ 消去手順（手順の内容）

(1) マイナポータル申請管理における措置

入手した特定個人情報の消去手順について、マイナポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。
例（デジ庁事務連絡別添P.13参照）

- ・ LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。
- ・ 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。

(2) 申請管理システムにおける措置

入手した特定個人情報の消去手順について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。

7. 特定個人情報の保護・消去			
リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①PNSCの機能確認～基準事項	②政府機関ではない	③	④
⑤安全管理体制		⑥	⑦
⑨安全管理体制		⑩	⑪
⑬安全管理体制・情報の漏えいへの対応		⑭	⑮
⑰物理的対策		⑱	⑲
具体的な対策の内容	保存部分省略 ＜マイポータル申請管理における措置＞ 入手した特定個人情報ファイルの保護・消去における物理的対策について、マイポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。 例（デジ庁事務連絡別添P.13参照） ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	①	②
	＜申請管理システムにおける措置＞ 入手した特定個人情報ファイルの保護・消去における物理的対策について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。	③	④
技術的対策	保存部分省略 ＜マイポータル申請管理における措置＞ 入手した特定個人情報ファイルの保護・消去における技術的対策について、マイポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。 例（デジ庁事務連絡別添P.13参照） ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	①	②
具体的な対策の内容	＜申請管理システムにおける措置＞ 入手した特定個人情報ファイルの保護・消去における物理的対策について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。	③	④
	バックアップ	①	②
情報発生時の発生・通知		①	②
情報漏えいへの個人・事業者に関する重大事故が発生した場合		①	②
その他の内容	省略		
関係者の個人情報		①	②
具体的な保護管理方法	省略		
その他の保護の内容			
リスクへの対策は十分か		①	②
リスク2：特定個人情報漏えい情報のまよう管理と漏えいリスク		①	②
保存部分省略 ＜マイポータル申請管理における措置＞ 入手した特定個人情報ファイルの保護・消去における物理的対策について、マイポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。 例（デジ庁事務連絡別添P.13参照） ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	①	②	
	＜申請管理システムにおける措置＞ 入手した特定個人情報ファイルの保護・消去における物理的対策について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。	③	④
リスクへの対策は十分か		①	②
リスクへの対策は十分か		①	②
消去手段		①	②
手続の内容	保存部分省略 ＜マイポータル申請管理における措置＞ 入手した特定個人情報ファイルの消去手続について、マイポータル申請管理の管理所管課に確認して記載してください。 例（デジ庁事務連絡別添P.13参照） ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	①	②
	＜申請管理システムにおける措置＞ 入手した特定個人情報ファイルの消去手続について、申請管理システムの管理所管課に確認して記載してください。	③	④
その他の保護の要否	省略		
リスクへの対策は十分か		①	②
特定個人情報の保護・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		①	②
省略			